

議案第33号

長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野市特別職の職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第4 学校医等の項中「まで年額 102,000円」を「まで年額 108,000円」に、「8,000円」を「8,500円」に、「155,000円」を「161,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

教育委員会事務局保健給食課

事 項	説 明								
1 改正の理由	学校医の報酬額を見直すことに伴い、改正するもの								
2 改正の内容	<p>(1) 学校における健康診断等について、内科医、歯科医、耳鼻咽喉科医及び眼科医（(2)の耳鼻咽喉科医及び眼科医を除く。）が受ける報酬額を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="523 730 1362 1039"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 730 946 779">改正前</th> <th data-bbox="946 730 1362 779">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 779 946 1039">担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 102,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。</td> <td data-bbox="946 779 1362 1039">担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 108,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 戸隠地区、鬼無里地区、信州新町地区及び中条地区内の学校における健康診断等について、当該地区の医師会以外の医師会に所属する耳鼻咽喉科医及び眼科医が担任する場合に当該耳鼻咽喉科医及び眼科医が受ける報酬額を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="523 1214 1362 1523"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 1214 946 1263">改正前</th> <th data-bbox="946 1214 1362 1263">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 1263 946 1523">担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 155,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。</td> <td data-bbox="946 1263 1362 1523">担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 161,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(以上別表第4関係)</p>	改正前	改正後	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 102,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 108,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。	改正前	改正後	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 155,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 161,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。
改正前	改正後								
担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 102,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 108,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。								
改正前	改正後								
担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 155,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 161,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。								
3 施行期日	令和7年4月1日から施行する。								
4 審議状況	<table border="0" data-bbox="496 1693 1356 1776"> <tr> <td data-bbox="496 1693 858 1731">(1) 法規審査委員会の決定</td> <td data-bbox="1129 1693 1270 1731">1月30日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1731 858 1769">(2) 庁議の決定</td> <td data-bbox="1129 1731 1270 1769">2月12日</td> </tr> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	1月30日	(2) 庁議の決定	2月12日				
(1) 法規審査委員会の決定	1月30日								
(2) 庁議の決定	2月12日								

長野市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後				改正前						
○長野市特別職の職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第24号 別表第4（第10条関係）				○長野市特別職の職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第24号 別表第4（第10条関係）						
	職名	報酬年額	報酬月額	報酬日額		職名	報酬年額	報酬月額	報酬日額	
	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号）第2条第1項に規定する委員	略				長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号）第2条第1項に規定する委員	略			
保 育 所 医 師	略	略				保 育 所 医 師	略			
学 校 医 等	内科医 歯科医	1 担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額108,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに8,500円を加算した額（その額が222,000円を超えるときは、222,000円）とする。 2 略				学 校 医 等	内科医 歯科医	1 担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額102,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに8,000円を加算した額（その額が222,000円を超えるときは、222,000円）とする。 2 略		
	耳鼻咽喉科医 眼科医	1 担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額108,000円（戸隠					耳鼻咽喉科医 眼科医	1 担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額102,000円（戸隠		

改正後		改正前	
	<p>地区、鬼無里地区、信州新町地区及び中条地区内の学校において、当該地区の医師会以外の医師会に所属する医師が担任する場合は、年額<u>161,000円</u>)とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに<u>8,500円</u>を加算した額(その額が222,000円を超えるときは、222,000円)とする。</p> <p>2 略</p>		<p>地区、鬼無里地区、信州新町地区及び中条地区内の学校において、当該地区の医師会以外の医師会に所属する医師が担任する場合は、年額<u>155,000円</u>)とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに<u>8,000円</u>を加算した額(その額が222,000円を超えるときは、222,000円)とする。</p> <p>2 略</p>
学校薬剤師	略	学校薬剤師	略
産業医	略	産業医	略
職員健康管理医	略	職員健康管理医	略
消防団員	略	消防団員	略
その他の特別職の職員	略	その他の特別職の職員	略
備考 略		備考 略	